

社会福祉法人真徳会 しらかわ介護福祉専門学校学則

第1章 総則

(目的)

第1条 この専門学校(以下「本校」という。)は、教育基本法(昭和22年法律第25号)及び学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づいて教育・社会福祉専門課程を設置し、社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)の定めるところにより、幅広い教養と専門的知識・技能と態度を養うと共に豊かな人格を育て、社会福祉事業に献身することのできる人材を養成することを目的とする。

(名称)

第2条 本校は、しらかわ介護福祉専門学校という。

(位置)

第3条 本校は、福島県白河市本町2番地に置く。

第2章 課程、学生及び修業年限

(課程、学生定員、修業年限)

第4条 本校の課程、学生定員及び修業年限は、次のとおりとする。

課程	学科名	修業年限	学生定員	総定員	昼夜の別
教育・社会福祉 専門課程	介護福祉学科	2年	40名	80名	昼

2 本校には、休学の期間を除き4年を越えて在学することはできない。

第3章 学年、学期及び休業日等

(学年及び学期)

第5条 学年は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

2 学期は次のように前期・後期の2学期とする。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から3月31日まで

(授業日及び休業日)

第6条 休業日は次のとおりとする。

- (1) 国民の祝日に関する法律に定める日
- (2) 本校開校記念日
- (3) 土曜日、日曜日
- (4) 夏季休業日 8月10日から9月15日まで
- (5) 冬季休業日 12月25日から1月5日まで
- (6) 春季休業日 3月10日から3月31日まで

- 2 校長は、教育上必要がある場合、休業日に授業を行うことができる。また、前条の休業日に、実習指定施設との調整により介護実習を行うことができる。
- 3 校長は、非常災害時その他急迫の事情がある時は授業を行わないことができる。また、臨時休業日を定めることができる。

第4章 入学、退学及び休学等

(入学時期)

第7条 入学時期は学年始めとする。

(入学資格)

第8条 本校に入学することができる者は、学校教育法第90条第1項の規定により大学に入学することができる、下記のいずれかに該当する者。

- (1) 入学前年度に高等学校卒業見込みの者
- (2) 過年度に高等学校を卒業した者
- (3) 高等学校を卒業した者に準ずる学力があると認められる者

(入学選考)

第9条 入学を願い出た者に対して選考を行う。

2 選考の方法は以下の4種とする。

- (1) 高等学校卒業見込みの者を対象とした一般入試
- (2) 高等学校を卒業した者、または高等学校を卒業したものと同等以上の学力があると認められる社会人入試。
- (3) 高等学校卒業見込みの者で高等学校長の推薦を受けた者(面接による専願)
高等学校長の推薦者は、調査書の評定平均が3.0以上の者で推薦書提出(推薦書様式は任意)
- (4) 高等学校を卒業した者、または高等学校を卒業したものと同等以上の学力があると認められる社会人で、現在勤務している事業所長または管理者の推薦(推薦書様式は任意)がある者(面接による専願)
- (5) 高等学校卒業見込みの者及び高等学校を卒業した者、または高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる社会人を対象としたAO入学試験。

(入学手続き)

第10条 入学を願い出る者は、本校所定の入学願書(様式第1号)に次の書類などを添えて所定の期日までに学校長に提出しなければならない。

- (1) 高等学校の卒業証明書(又は卒業見込み証明書)及び成績証明書
 - (2) 写真(提出期限前3か月以内に撮影した上半身、正面のもの)
 - (3) 受験料
- 2 入学を許可された者は、所定の期日までに、次の書類、入学金等を添えて入学手続きをしなければならない。
- (1) 入学誓約書(本人)
 - (2) 世帯調査書
 - (3) 健康診断書
 - (4) 身元保証人の誓約書
 - (5) 入学金

3 転入学及び編入学は認めない。

(休学)

第 11 条 学生が休学しようとする時は、別に定める休学願書（様式第 2 号）を校長に提出し、その許可を受けなければならない。休学は 1 年以内とする。

2 学生が心身の故障のため、長期の休養を要すると認められる時は、校長は休学を命ずることができる。

(復学)

第 12 条 休学期中に学生が復学をする場合には、別に定める復学願書（様式第 3 号）を校長に提出し、その許可を受けなければならない。

(除籍)

第 13 条 学校が休学期間満了後も復学ができないときは、除籍することができる。

(退学)

第 14 条 学生が退学しようとする時は、別に定める退学願書（様式第 4 号）を校長に提出し、その許可を受けなければならない。

第 5 章 教育課程、単位習得及び卒業

(教育課程)

第 15 条 教育課程及び修業単位数の時間数は、別紙 1 のとおりとする。

2 本校において行う講義・演習・実習の単位の基準は次のとおりとする。

1 回 90 分授業をもって 2 単位時間とする。

(1) 講義 1 単位、30 単位時間(15 回)

(2) 演習 1 単位、30 単位時間(30 回)

(3) 実習 1 単位、40 時間(一日 8 時間として)

3 授業単位数ならびに卒業に必要な最低の単位数・時間数は次のとおりとする。

学科	修業年限	一年次	二年次	計	
介護福祉学科	2 年	単位	36	34	70
		時間	1150	1084	2234

4 遅刻・早退の取り扱いは、次のとおりとする。

(1) 遅刻・早退は 3 回までを 1 回の欠席とみなす。

(2) 授業開始時間から 20 分前までの入室を遅刻として取り扱う。20 分間以上経過してからの入室は欠席として取り扱う。

(3) 授業終了時の 20 分前までの退室を早退とする。

(試験及び成績評価)

第 16 条 学生が教育指導計画にしたがって授業科目を履修した場合にはその成績を評価して合格した者には単位を与える。

2 成績の評価は試験の成績及びレポート評価、授業の学習状況、出席状況等を総合的に考慮して評価していく。

3 科目の出席時間数が講義 3 分の 2、演習 3 分の 2、実習 5 分の 4 に満たない場合には理

由の如何を問わず単位を認定しない。

4 成績の評価は 100 点を最高点として、次の区分によって評定し、C 以上を合格とする。

(1) 80 点以上 ; A、(2) 70 点以上 ; B、(3) 60 点以上 ; C、(4) 59 点以下 ; D

5 授業の欠席理由が以下の場合は公欠、忌引の取り扱いとする。

(1) 公欠

- a. 正規に定められた介護実習期間ならびに当該実習にかかる打合せ日
- b. 就職試験のための移動日並びに試験日
- c. 学校保健安全法施行規則第 18 条による感染症の場合、医師の診断書に記載している期間
- d. 通学途上における交通機関の不通、災害等発生による登校が困難な日

(2) 忌引(日数には祝祭日を含む)

親 ; 7 日、兄弟・祖父母 ; 3 日、3 親等以内の血族及び同居の親族 ; 1 日

(卒業)

第 17 条 校長は、卒業に必要な単位を修得し、卒業判定会議において卒業を認められた者に対して、卒業証書とともに専門士(教育・社会福祉専門課程)の称号を授与する。

第 6 章 教職員組織

(教職員)

第 18 条 教職員を置く。

- (1) 校長 1 名
- (2) 副校長 1 名
- (3) 教員 3 名以上(主任専任教員・専任教員含む)
- (4) 非常勤講師 若干名
- (5) 事務職員 1 名以上

2 校長は校務を掌り、所属職員を監督する。

3 副校長は校長を補佐し、校長が支障のあるときの職務を代行する。

第 19 条 校長及び副校長、専任教員をもって教育審議会を組織する。

2 教育審議会では、教職員倫理、個人情報保護、ハラスメント防止について審議する。

3 教育審議会は校長が議長となり次の事項を協議する。

- (1) 学生の教育・指導に関すること。
- (2) 学術の研究並びに教育の向上に関すること。
- (3) 教育上必要な施設整備に関すること。
- (4) 非常勤講師の選任に関すること。
- (5) 学習の評価・課程・修了の認定に関すること。
- (6) 学生の進退賞罰に関すること。
- (7) その他必要と認めること。

第 7 章 入学金・授業料その他の費用

(入学受験料)

第 20 条 入学試験に際して、受験料 10,000 円を徴する。

(入学金、授業料等)

第 21 条 入学金・授業料等は、以下の通りとする。

入学金 300,000 円。年間授業料 780,000 円とする。詳細は別表 2 のとおりとする。

(納付)

第 22 条 前条に規定する授業料等は、所定の期日までに納付しなければならない。

- 2 授業料は前期、後期の分納を認める。
- 3 入学金を納めない者は、入学許可を取消すものとする。
- 4 一旦納入した入学金等は、原則として返還しない。
- 5 休学が学期全期間に及ぶ場合は、その期についての授業料を徴しない。
- 6 休学・退学しようとする者については、休学・退学の日属する期の授業料は納めなければならない

第 8 章 賞 罰

(褒賞)

第 23 条 校長は成績優秀にして他の学生の模範となる学生を表彰することができる。

(懲戒)

第 24 条 校長は教育に必要があると認めるときは、学生に懲戒を加える事が出来る。

- 2 懲戒は訓告、停学及び退学とする。
- 3 前項の退学は、次の各号のひとつに該当する学生に対して行うことができる。
 - (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
 - (2) 学力劣等で成業向上の見込みがないと認められる者
 - (3) 正当な理由がなく出席が常でない者
 - (4) 学校の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

第 9 章 聴講生

(聴講生)

第 25 条 本校教育課程中の本校が指定する科目の聴講を希望する者がいるときは、本学の教育に支障のない場合に限り、聴講を許可することができる。

- 2 聴講生に対する成績評価及び単位認定は行わない。
- 3 聴講生に関する必要な事項は別に定める。

第 10 章 図書室

第 26 条 本校に図書館を置き、図書室には図書・文献及び学術雑誌をおき、教職員及び学生の研究閲覧に供する。図書室の利用規程は別に定める。

第 11 章 保健衛生

第 27 条 本校に教職員及び学生の保健衛生を管理するために保健室を設ける。

第 28 条 教職員並びに学生は、本校が定めた健康診断を受けなければならない。

第 12 章 雑 則

第 29 条 この学則の改正あるいは追加については、理事会・評議会の同意を経て行う。

第 30 条 この学則の施行に必要な細則は、校長が定める。

附則

この学則は平成 29 年 4 月 1 日から施行する。